

第2回議員政治倫理条例策定特別委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年8月31日（月）午後1時32分
- 2 閉会日時 令和2年8月31日（月）午後2時14分
- 3 会議場所 議会協議会室
- 4 出席委員

1 番 永徳 省二君	2 番 大森 進次君	3 番 佐藤 武君
4 番 佐々木雄司君	5 番 光成 良充君	6 番 保田 守君
7 番 大口 浩志君	8 番 治徳 義明君	9 番 原田 素代君
10 番 行本 恭庸君	11 番 松田 勲君	12 番 北川 勝義君
13 番 福木 京子君	14 番 佐藤 武文君	15 番 岡崎 達義君
16 番 下山 哲司君	17 番 実盛 祥五君	18 番 金谷 文則君
- 5 欠席委員
なし
- 6 事務局職員出席者

議会事務局長 元宗 昭二君	副 参 事 逢坂紀美子君
---------------	--------------
- 7 協議事項 1) 条例案の検討について
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午後 1 時32分 開会

○委員長（治徳義明君） 皆様、お疲れさまです。

ただいまから第 2 回議員政治倫理条例策定特別委員会を開会いたします。

それでは、協議事項 1、条例案の検討についてです。

小委員会で協議中の赤磐市議会議員政治倫理条例案について佐藤小委員長に説明を求めます。

○副委員長（佐藤 武君） それでは、お手元にお配りしております赤磐市議会議員政治倫理条例案を御覧ください。この条文に従って順次説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

前回の委員会で委員の皆様には条例案をお示ししまして、御意見をいただきました。いただいた御意見を小委員会で検討し、人権に配慮した言動に心がけるよう努めるという文言を第 2 条に追加しました。また、解説で対応させていただいたものもあります。

それでは、以下順次説明をさせていただきます。

まず、資料のほうを 3 分割した資料の左の例が議会政治倫理条例案、中央が解説案、右の列が施行規則案ということで、現在の議員政治倫理規程を廃止する訓令、これは 25 ページにあります、これも後ほど説明をさせていただきます。

それでは、条例の前文から簡単に御説明をさせていただきます。

前文、1 ページです。前文につきましては赤磐市議会としての決意を述べ、第 1 条でこの条例の目的を規定しております。

2 ページです。議員の責務、第 2 条ですけれども、第 2 条では市民全体の代表者として、疑惑が持たれ、批判を受けたときは市民に対し説明責任を果たすことが必要であると、議員の責務について規定をしております。

第 3 条です。3 ページになります。第 3 条では、市長等の責務として議員の不正を見過ごしてはならないことを規定しております。

4 ページです。第 4 条、政治倫理基準。具体的な政治倫理基準の遵守事項を第 1 号から第 11 号まで規定しております。

第 5 条、議員の要請に対する記録ということですが、市長、その他の執行機関に対しまして議員の要請に対する記録を求める規定で、対応記録票だけではなく、メモ等も含まれるということの規定をしております。

7 ページ、第 6 条です。地方自治法第 92 条の 2 の請負禁止等に抵触する可能性がある就業等に従事あるいは関わっている場合の報告を規定しております。

第 7 条、9 ページです。議員及び市民の審査請求の要件と選挙権を有する者からの署名確認手続について規定しております。議員は 4 名以上の連署が必要です。市民は有権者の 100 分の 1、6 月の定時登録は 3 万 6,576 人ということで、その 100 分の 1 ということになれば 366 人

の署名が必要な旨を規定しております。

第8条、12ページです。審査の請求があった場合の手続を規定しておりまして、審査請求の適否の審査は議長が議会運営委員会に諮ることを規定しております。

審査会の設置、第9条は13ページになります。第9条では、前条の議会運営委員会が審査適当と認めた場合、議長は審査会を設置すること等について規定しております。

第10条、審査会の審査、14ページです。第10条は、審査会の審査方法について規定しております。審査会は審査を終えたとき、その結果を議長に速やかに報告すること、第7項は審査結果に審査対象議員に対する措置を審査結果に明記する場合は、より厳格に取り扱うことを規定しています。

17ページ、第11条、審査会の記録等についてであります。

第12条は、守秘義務について規定しております。

第13条、18ページになります。第13条は、審査結果の報告を受けた後の手続について規定しています。

19ページの第14条、審査結果の措置です。審査会の審査結果を受けた議長が講じることができる措置について、第1号から第8号までを規定しています。

第15条は、議員が法令に違反する行為により有罪判決を受け、刑が確定した場合に講じることができる措置について規定しています。前条と本条の実際の運用は、議会運営委員会に諮問した上で措置を講じることが規定されています。

第16条は、議員本人だけでなく、配偶者や2親等以内の近い親族が市との請負契約や補助金等を受けている団体の代表者に就任することに関し、議員の関与が疑われることのないよう、遵守事項を規定しております。なお、この第16条第2項については、今後運用規定申合せによって弾力的運用が必要であることから、今回削除をさせていただくということで今検討といたしますか削除をさせていただきたいと思っております。

第17条は議長、副議長が審査対象議員になった場合の代行について規定しており、第18条は条例で定める事項以外については規則で定める旨を規定しております。

附則です。附則では、この条例の施行日、この案では令和2年10月1日ということに記載しておりますけれども、第6条に規定する就業等報告は施行日の翌日から20日以内ということですので、令和2年10月21日までに行うこととなります。第7条の審査の請求は、施行日以後に行われた議員の行為について適用することが規定されております。

以上、条例文の説明をさせていただきました。

以上です。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

ただいま佐藤小委員長のほうから前文、そして第1条から第18条、また附則につきましての条例案を説明させていただきましたけれども、委員の皆さんから御意見とか御質問、何かござい

ませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 大変御苦勞されてつくっていただいたとまず感謝したいと思います。その上で何点かニュアンスが違うところがあるので確認をしたいんですが、まず3ページ目の市長等の責務です。

○委員長（治徳義明君） 3ページ、ちょっとゆっくり目をお願いしますね。

○委員（原田素代君） 3ページの市長等の責務、何条になるのか、議員の責務の後、第3条ですね、ごめんなさい。3ページの下の3行目からです。

ここでは、議員の違法行為に対して見過ごしてはいけないと、速やかに議長に報告することというのが市長等の責務になっておりますが、後段のほうにはこれは市長の責務ということではなくて、いわゆる提言、対応記録票の作成、これが7ページにありますけども、この7ページのところは議員の要請に対する記録ということで、市長の責務ではないんですね。やっぱり市長の責務と条を上げるのであれば、市の条例や要綱ですから、ここの市長の責務のところには7ページにある第5条、要するに対応記録票をつくるということの文章を市長の責務のほうに入れていただいたほうが明確になるのではないかという意見がまず1点。

それから、もう1つですが、23ページ、ごめんなさい、後段のほうです、23ページ2、前項の契約には区長、町内会長の立場で行う請負契約、業務委託契約及び物品納入契約は含まないというふうに入っておりますが、この区長、町内会長が現職に……。

○委員長（治徳義明君） それは消させていただいてますけど。先ほどの御説明では、2ですよ。

○委員（原田素代君） はい、そうです。

○委員長（治徳義明君） 第16条の2は消させていただいてるんです。今後申合せとか運用規定の中でしっかり考えていかなきゃいけないことで。

○委員（原田素代君） 分かりました。

ここの削除は了解しますが私の意見は、要するに現役の議員さんが区長や町内会長を兼務するということについての政倫審としてのスタンス、考え方としては、やっぱり決して両方を請け負うべきではない、要するにお金が生じますから、区長や町内会長さんは。現職議員としてやっぱり地元のお金をいただきながら地域のことといわゆる市の行政の問題をやるというのはなじみませんので、要するに併用はやめましょうということをやっぱりきちっと明らかにしたほうがいいのではないかということで、その2点について意見を申し上げさせていただきます。

○委員長（治徳義明君） 御意見ということでよろしいですか。

○委員（原田素代君） 皆さんがそのことについてどう思われるのかは確認していただいて。

○委員長（治徳義明君） 取りあえず小委員長のほうからお話をお願いします。

○副委員長（佐藤 武君） 第16条の第2項は、削除しますということで御説明をさせていただきました。その中で、町内会長、区長さんが議員を兼ねるということについては地方自治法上の禁止規定というのはございません。法に違反することもないということを小委員会の中では十分話し合いをしました。その中で、先ほど御指摘があったような道義的働きと申しますか、いろんな市政に対しての活動要請があるという部分からすれば望ましい部分ではないから、自主的に辞任すべきだなという話はさせていただきました。

○委員長（治徳義明君） 第3条と第5条を一括にしたほうがいいんじゃないかというような話でしたけど。

○副委員長（佐藤 武君） まず、3ページの第3条、市長の責務ということと、7ページの対応記録票が当然市長の責務に盛り込むべきじゃないかなというふうに理解したんですが、それでよろしいですか。

○委員（原田素代君） そういうことです。

○副委員長（佐藤 武君） まず、私が今思ったのは、その市長の責務というのは取りあえずは何かあれば議長への報告をしていただくと、これは第3条ですね。第3条で、対応記録票以前に何かそういう事案が発生すればすぐに議長へ報告すべきですよという、市長の責務ということで記載をしたというふうに委員会の中でも話をさせていただいたと思います。

それから、6ページから7ページにかけて第5条ですね、議員の要請に対する記録ということで、対応記録票、市のほうでは対応記録票の作成ということで規定が、要綱が定められているということですが、これについては対応記録票以外の議会としてこういうメモも含めて、この解説に書いておりますように、中段あたりですね、赤磐市職員の職務の執行に関する提言等の記録等に関する要綱第4条で速やかに対応記録票を作成するものとするという執行部のほうでは規定されているということの中で、対応記録票に非常に類似する形になろうかなというふうには思いますけれども、この第5条の規定では対応記録票的な、メモもそうです、日付や内容の分かるメモ書きも記録となりますということで、改めて対応記録票とは異なる形でも記録をつくりなさいよということで市長に求めたということでございます。

○委員長（治徳義明君） よろしいか。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） さっき原田委員が言われたことで、被害妄想になって僕が言うんじゃないけど、あえて物を言わせて。十分反省はしとんですけど、えらい、私が百条の対象になってやりようります。じゃけど、広報とか何にしても、結果だけの簡単な都合のええとこだけが出て、どうしてこういうことになったかというのは、要請がなけりゃあ動きません。そりゃあ、早い話が、要請というのはどういうことならというたら、何事をやるんでも、僕は別に

僕のことを弁解しよんじゃねんです、1つのことを言うたら、やっぱりトップが知らなんだらできんというのがあるんじゃねえかというのを1つ言いたかっただけで、市長が議員だけのことを言うて、さっきのことに戻ったら、ハラスメントであって、

(12字削除)、4人が名前、これ以上の方もおられます。僕は対応記録に出てねえと思えますけど、僕は直に議会と言いますけど、しかし出たことはあったんでしょ、何ぼかは、多いか少ねえかは、1か10かは知りません。だけど、今1のことじゃなく、10のことで言うります。まだまだあると思えます、ほかの人でも。過去のことでも知つります。そんなことをほじくり返しはしません。ただ、その報告書が出たからだけでいいんだとうのみにされたらたまったもんじゃないと。

これが警察が調べるんじやったら、僕のことを言よんですけど、ちょっと待ってください、警察が調べる、警察は捜査権を持ってきちっと調べます。そして、百条はそれだけまたいろいろ違う、まだ緩いです。その中でやっとなとこで、どっちがええとかじゃないです、確認をやっ取り取って、百条がどうこうというんじゃねんですよ。市長が出すほうです、答えるほうが。市長のほうもなかったら、議員だけの縛って、議員のことじゃけど、速やかに報告をしてもら、メモ書きでもええ、何かがなかって、早い話が、人のことはよろしいが、目の前におるけえ、例えば原田さん、こういうことが本当にあったんですかというて確認を取ってもらいてえわけじゃ。

あったらこうじゃと言わにやいけんわけ。僕は別に反省しとんじゃけ弁解しよんじゃねんじゃけど、僕が頼まれたからしとるわけ。逆に言うたら、そのいろいろ小さな違うことはあるんじゃけど、それはしてもらわにやおえんこって。それから、行本議員でも……。

○委員（岡崎達義君） 条例について。

○委員（北川勝義君） 条例じゃけえ、ちょっと聞いて。その中でいうたら、議会があるときいろいろやれえと同僚の議員も何人もおられる、僕もそう思ったんで、言うたことが悪いか言い方が悪いかええとかというのは抜きで、いうたらこれは一議員が言うんじやのうて、大先輩も言ようられる、本当に議長とか行政のトップが言うことであって、注意することであって、お願いすることであって、違うと思う。それじゃけ、そこらのこともよう聞いてもろうてやらずに、何でもかんでも出したと、無責任にありませんよと言うたのに、この条例の中に岡崎委員が書いとんがあるが、出されるが、出したときこれの中には答弁というんかあれがねえということを書いてえわけなんじゃ。根拠がのうて。

○委員（岡崎達義君） 議会運営委員会を一旦通して、そこでまた審査するようになっていますから。

○委員長（治徳義明君） すいません。

○委員（北川勝義君） 終わりますから。

結果的に言いたかっただけは……。

○委員長（治徳義明君） 倫理審査会の話なので。

どうぞ。

○委員（北川勝義君） 出すときに報告がありますが。こういうことが報告があったときにその当事者にもこうやったんかと、それは審査会までしてくれというんじゃないで、どうじゃったんで、行本さん、どうじゃったんならというたら、いや、違うで、こうじゃったんじゃと、ここは認めにやおえんというたら、ああ、それで今度するというのは僕はええと思うんじゃ。ただ一方的に何でもかんでも執行部、市長が出したら、オールマイティーでなるというのは、別に市長が悪いと言よんじゃねんよ、職員や何か怖かったから、報復が怖いから書かなんだんじゃとか書けんとかというそういうことじゃのうて、ぴちっと出すんなら出すように市長のほうも書類上として出してもろうて、それで出された人は話もどうじゃったんならというのを聞いていただきたいということも、これなんかは、どっかでありゃあええんじゃけど、入れてもらいてえなと思うたん。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

○委員（北川勝義君） それともう1個聞いてえのは、削除しとったとこの区長さんとか町内会長、今佐藤委員がしょんかもしれけど、例えばというたら前実光さんがしょうられたんじゃ。失礼、実光さんがしょうたんじゃ。実光守さんが議員と区長としょうたんですわ。今その集落が区長がおらんから仕方ねえけえやろうた。じゃけど、さっき言うた、法的にはいいんじゃと、じゃけど削除したけどと言うたんじゃけど、どんなかな、これはどっちかにはっきりしたほうがええんじゃねえかな、法的で赤磐市のほうがこんなかですよ、抜いたのはどういうふうに抜いたのか分からんけど、法的にええから抜いたんかもしれんし、そうじゃねえ、あやふやなグレーじゃったら、抜くんじゃったら抜くとかどっちかにしたほうがええんかなと思つた、どんなかな、そこんところを分かったらお願いします。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。市長の責務、第3条については、報告を議長に対して求めているだけなので、そこまでなので、議長が北川委員が言われたようなことはきちっと御判断されるんだろうと思つてます。その上で、原田委員がご指摘したのは、記録簿は重要だと考えてますので、別段条例、1つの項目を、条をつくってやらせていただいとるので、御理解いただければ、一緒くたにはできないんじゃないかなと思つてます。

○委員（原田素代君） いや、一緒くたという意味じゃないんですけど。

○委員長（治徳義明君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 佐藤副委員長の先ほどのお答えに対してですが、要するに第5条のほうはいわゆる対応記録票という書式じゃなくてもメモでもいいんだってことは強調されてるよるに思うんですけど、それはもう開示請求の条例でメモでも何でも開示請求の対象ですから、当然対応記録票がどういう形式であれ、日付とか名前とか、要するにその事象が分かるような書式であれば、それは全て対応記録票に類するというふうに理解できてると思うんです、既

に、要綱の中にも。だから、ここでそれをあえて書くよりは、市長の責務として、要するに執行部の皆さんがちゃんと記録を残さないよと、市長はそういうことを市の職員に徹底してくださいねと、それがあればこの第5条でいうような問題っていうのは当然それを根拠に、今北川委員が言ったようにこういう理由でこういう不正があったと、その根拠になるものが当然ここで、さっきの第2条だか第3条のほうであればできるわけです。それが今なかったということについて市長の責務の中のほうに入れたほうがいい。別にメモだの何だのってことは一々断らなくても、既にそういう判断になってますから、そここのところでこだわる必要はないと思うんです。だから、市長の責務で対応記録票の問題を入れたほうが、この間の実際を見ての、対応記録票がないのにあいつがいいとか悪いとかっていうようなやり取りが実際あること自身、おかしいことですから。

○委員（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） もうちょっとちゃんとやってよ。これを条例として提示して、これがこういうふうになりましたよって、それで我々6人はこれをつくるために全面委任されたわけですから。不都合な部分があったらまた委員会をつくり直してやればいいわけで、取りあえずはこれを認めてくださいと。全面委任されてるんですよ、反対する人は誰もいなかったんですから。

○委員長（治徳義明君） 分かりました。取りあえず御意見を聞いているので。

○委員（岡崎達義君） 意見として聞くのはいいですよ。

○委員長（治徳義明君） 御意見を聞いているので。

○委員（岡崎達義君） でも、今だったら内容を変えてるような感じじゃないですか。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 条例をつくったんで、別に市長がどうのこうのという、これは委員の倫理の条例なんじゃから、市長がどうのこうのは別の話じゃから、それをこっちへ持ち込んじやいけんが。それが混乱するもとなる。

○委員（原田素代君） だったら、市長の責務は要らないんですよ。

○委員（下山哲司君） じゃあから、それを定義しとるだけの話じゃけ。

○委員（原田素代君） だったら、市長の責務はなくしたほうがいい。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 今岡崎委員が言われたこともよく分かるんですけど、私も市長等の責務というのが、これは議会の政治倫理条例で議員の条例ですよ。市長等の責務というのは何か言葉が違うんじゃないかなという。

○副委員長（佐藤 武君） いや、だから、その言葉とかじゃなくて、第3条に市長の責務ということで明確に立てないといけないということで、いわゆるその市民の責務というものも検討したんですけれど、市長の責務、それからこの第5条は議員の要請に対する記録ということで明確に違うんで、そこら辺は御理解していただかないと。

○委員（松田 勲君） いや、それはいいんですけど、ただ言葉が、すみません、言葉がその市長の責務としなければならんという、そのしなければならぬで強制力が強いと思うんですけど、これは議会のほうからそういうふうに言えるんでしょうか、言葉的にちょっと違うんではないかなと。いや、内容はいいと思うんですけど。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） 僕はそんなことは言ようらん。今言うたのは、さっきのことは岡崎委員の言ようことは任せとんじゃ、わかっとなる。言よんのが、内容がこの間みたいなことがなかったらええんじゃけど、不十分だったから、僕がどうのこうのと言よんじゃねんよ、ほかの人でもあって、これからある場合があるかもしれんが。勝手に一方的なことを書かれて、やられたら、その説明、内容はこうじゃったというんがなかったら、対応記録票とかが皆出てきたら、当事者も調べてくれ、そのくらいはやっていただきたいということを言いたかったわけじゃ。これがおえんとか言うんじゃねえ。

それと、僕はもう1個は、区長のこれは削除しとったから、あつたのを削除したでしょう、区長のあれを削除したから。それで、いうたら、副委員長はいいんですよと、法的にはいいんですよというて。法的じゃあいいのに何でこれを上げとったか、今言うたら、じゃあから。せえで、僕が確認を取りたかったのは、本当にええんか悪いんかだけ。せえで、もしおえんのじゃ、えんじゃっても、赤磐市議会でやるべきでねんじゃったら申合せかどっかでつくりゃあええんじゃろうと今思うて、消す必要はなかったんかなあと今思うただけで。

その2点だけです。

○副委員長（佐藤 武君） まず、この第16条の第2項については、この第2項を外すということになれば、議員本人はもちろん、配偶者、2親等の親族についても区長、町内会長はやってはいけませんということになります。

○委員（原田素代君） そんなことは書いてないよ。

○副委員長（佐藤 武君） いや、書いてないじゃない、そういうふうな解釈なんですよと。

○委員（原田素代君） それは入札で委託事業でしょ。

○副委員長（佐藤 武君） いやいや、そうなんですよ。検討したんだから。

○委員（原田素代君） いや、そうはならない。

○委員長（治徳義明君） ごめんなさい。今回外したのは、原田委員が言われるように、そういう誤解になるので第2項を外して申合せでやったほうがええでしょという話になった。

要は、2親等とか配偶者はこの第2項を入れてなかったら配偶者も2親等以内の人も町内会長をやったらいけんみたいにとられるし、逆に原田委員が御指摘のように誤解を受けて、議員本人がどうのこうのみたいなことにもなるから、第2項を外して、申合せとか運用基準で決めていったほうがいいたろうと。

取りあえず皆さんが3月議会で早期に条例をつくってくださいと言われてしたのは、議長と欠席された議員を除いて16人のうちに15人の皆さんが早期につくれということで、一生懸命、十何回でしたかね、11回か14回やらせていただいたので、多少の不備もありますし、要は…

○委員（北川勝義君） 質問しよう。

○委員（原田素代君） そういう後があることを言ってくれば分かりました。

○委員長（治徳義明君） 要は、何が言いたいかといいますと、政治倫理基準とかというのは理想的なもんです。ただ、運用上の問題は。聞いてもらえますか。すいません、聞いてください。議員の責務とか政治倫理基準というのは理想的なもんですけど、ただ就業報告だとかさっき言われたような区長がどうのこうのというようなことはやっぱり時代とともに違ふし、申合せできちっと運用基準で決めましょうねという話なので、ぜひご理解ください。

○委員（原田素代君） 了解しました。

○委員長（治徳義明君） 細かいことを言えば、いろんな指摘もあると思います。重過ぎるといような意見もあれば軽過ぎるといような意見もあると思いますけど、今回条例として決めさせていただいて、不都合があるような状況が続けば改善させていただきますので、ぜひ御理解ください。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） だから、不都合じゃとか言わずに、今の段階でこれできとんじゃから、取りあえずこれで今回はいかせてくださいと、それでええんじゃねえの。さっき言うた僕らから見た解釈は、市長が出してきたもんが100%じゃねえと、出てきたもんも議運へかけて審査できるというように条項でなとんじゃから、せえでええんじゃねえの。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

○委員（北川勝義君） 最初に今言ようことを説明してくれときゃえかったんじゃ。

○委員長（治徳義明君） 下山委員が言われたとおり、訂正させていただきます。現状で一番ベストな条例を案とさせていただきますので、皆様御理解をいただけますようお願いいたします。

○委員（北川勝義君） 笑い話じゃねえで、ええけどな。あんたらええときだけ使うて、悪いときだけ使うちゃいえんよ、それは絶対に。そんなことをいうたら、前の一番最初にしたときは違反のこともようけある。じゃけど、そんなことは言ようらん。過去に済んだことは言わん

けど、やりようておかしいなと、初めから出す、委員長、副委員長が、特に委員長が。ちょっと問題があった、上げとってまた直しゃあええが、それはおえん。これは今のとき、この現状、岡崎委員が言うたがな、問題はねえけえ出しとんじやが。またあったら、下山委員が説明したのと同じで、委員長ええように説明してくれたんじや、最後は。それを先にしてくれりやあ分かるん、してくれんから分からなんだんじや。今問題があってもやらせてくれえじやのうて、問題がねえけえやると言うてもろうとかにやいけんのんじやねえ。

○委員長（治徳義明君） 有難うございます。今、下山委員、北川委員からの御指摘、岡崎委員からの御指摘ありましたように、現状でベストの条例とさせていただきますので、ぜひ皆さん、賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員（下山哲司君） 自分の都合のええように解釈しようたら誤解が起きるで。

○副委員長（佐藤 武君） それから、松田委員が市長の責務、責務という表現がきついではないかという御指摘なんだけど、この倫理条例を検討するに当たって、先進事例といいますか、10市の倫理条例を引用して、全てどの部分がいいかなということていろいろ検討したんですけれども、ほとんどの倫理条例が市長の責務という表現を使ってるんで、そういう意味でも御勘弁いただきたい。責務という以外の言葉があればまた検討しますけれども、責務ということである程度の……。

○委員（北川勝義君） 今の例言わなんだらいけんわ。またおかしゅうなる。

○副委員長（佐藤 武君） ということでお願いします。

○委員長（治徳義明君） そのほかに。今の話とは別の話で。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 9ページの第7条で、倫理基準に違反してる疑いがあると認めるときは議員4名以上と連署って書いてあるんですけど、これは4名というのは何かそういった基準があるのかなと思って。

○副委員長（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 佐藤副委員長。

○副委員長（佐藤 武君） いわゆる倫理基準に違反する議員が審査会を立ち上げるということの中で、最初倫理規程が何人だったかなということ考えたときに、倫理規程の場合は倫理審査会は3人ですよ。ですから、3人では条例だからちょっと少ないかなと、5人ということになればちょっと多過ぎるかなということで、4人の人数ということで調整をしました。

○委員（松田 勲君） 分かりました。

○委員長（治徳義明君） よろしいですか。

○委員（松田 勲君） はい。

○委員長（治徳義明君） そのほかに。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 読み方を御指南いただきたいとか御教授いただきたいんですが、第5条の先ほどから出てます議長は議員が行う市長等の職員に対する云々というところなんですけど、この読み方なんですけども、任期があつて、議長に就任されたら、その議長さんはその就任の段階で市に対して、市長に対して要請をかけることというふうに読むのか、それとも何か問題が発生したときにはその議長はその市や市長に対して要請するというふうに読むのか、どっちなんでしょう、これは。もし前者のほうであれば、その規則をこれからつくるのであれば、その規則の中でその就任後速やかにと、そういうものを作成するように議会のほうから要請するという文言をどっかに入れとかなないといけないんじゃないかなと。

○副委員長（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 佐藤副委員長。

○副委員長（佐藤 武君） いつの時点で要請をお願いするかということでもいいんですか。

○委員（佐々木雄司君） そうです。

○副委員長（佐藤 武君） それは、条例が制定されれば、必然的に市長が就任したらその時点でこの条例を守っていかざるを得ないわけですから、直ちにこういう事案があつたら。

○委員（北川勝義君） 常時、できたらもうあるわけ。

○副委員長（佐藤 武君） そうそう、そういうことです。

○委員（北川勝義君） 何もねえのにせんわな。

○副委員長（佐藤 武君） そうです。

○委員長（治徳義明君） よろしいですか。

その他。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） それなら、読み方としたら、議長はこの条例が策定されたら、これから議長も代わっていくんですけども、常にこの条例に基づいて市のほうに要請をかけていくというような読み方でいいわけですね。

○副委員長（佐藤 武君） 議長についても市長と同じ考えで。

○委員（北川勝義君） 自動的に行きよんじゃ。

○副委員長（佐藤 武君） 自動的です、まさしく、はい。

○委員（佐々木雄司君） 自動的にか。

○副委員長（佐藤 武君） 議長に就任してそういう事案が発生したら、市長等が必然的に議長に報告していかなければならないという条文ですので。

○委員長（治徳義明君） よろしいですか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（治徳義明君） そのほかに。

○副委員長（佐藤 武君） それで、すいません、私は気がついたんだけど、北川委員が、北川委員、4名の議員の名前を言われたんだけど、これは全員協議会の秘密会の中で言われたんで、この文は……。

○委員長（治徳義明君） 削除。

○副委員長（佐藤 武君） 削除ということよろしいですか。

○委員長（治徳義明君） はい、分かりました。削除させていただいて、よろしいですね。

○委員（原田素代君） あれは秘密会じゃないよ。

○委員長（治徳義明君） 今日の議事録から削除させていただきますというお話で。

○副委員長（佐藤 武君） あれは秘密会ですよ。ですよ。

○委員（原田素代君） 秘密会じゃないよ。

○委員（北川勝義君） 大体全員協議会というたらしやべらんのが当たり前じゃけど。

○副委員長（佐藤 武君） いやいや、秘密会にしたんじゃないのか。

○委員（北川勝義君） いや、この間秘密会にしていない。書類配ったがな、みんなに。

○委員（原田素代君） 配っちゃった。

○副委員長（佐藤 武君） いやいや、名前を言ったのは資料を配ってないですよ。

○委員（北川勝義君） 配ったって。

○委員長（治徳義明君） 配っただけで。

○委員（北川勝義君） 4人の名前出たのを配ったがな。

○委員（原田素代君） 配っています、全協で。

○委員（北川勝義君） 配っとるわ、もろうたがな。

○委員長（治徳義明君） 削除は問題ねえかな。配ったのは配ったけど。

○委員（原田素代君） メディアはみんな持ってます。

○委員（北川勝義君） もろうたがな。

○委員（佐藤 武君） そうだったっけ。

○委員（下山哲司君） この委員会、名前を隠す必要ねんじゃから。

○委員長（治徳義明君） 削除はしなくていいのか。

○委員（北川勝義君） 僕に言わせて。

委員長。

○委員長（治徳義明君） 北川委員。

○委員（北川勝義君） 先ほど名前を出した、いろいろあるんで、別に、全協で配られた書類じゃったんだけど、もし差し障りがあるんじゃないら私の言うた4名の名前を削除してください。

○委員長（治徳義明君） 削除させていただいてよろしいか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

そのほかに。

○副委員長（佐藤 武君） それから、すみません、北川委員が言われたんだけど、私は町内会長をやめてますので、申し添えておきます。

○委員長（治徳義明君） そのほかにありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） ないようでしたら、この条例案を小委員会から提出された報告として扱い、提出された条例案を9月29日に議案として提出することについて採決をしたいと思います。

赤磐市議会議員政治倫理条例案について議案として上程することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） 異議があるというお声がありましたので、採決をきちっと採るようになさっていただきたいと思いますので、御理解ください。

今回の条例を29日に議案として提出することに賛成の人は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

賛成多数でそうさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

続きまして、協議事項2、その他に入ります。

その他で、先ほど佐藤小委員長から説明がありました一番右端の赤磐市議会議員政治倫理条例施行規則案について、倫理条例案と関連がありますので併せて簡単に説明しますので、よろしく願いいたします。一番右ですね。

内容はこの様式等について説明なんですけども、飛び飛びになってますので、ページ数を言いますので、簡単に説明します。

第1条でこの規則の趣旨を規定しております。2ページです。

7ページで、第2条で就業等報告の様式を規定させていただいております。

9ページ、第3条では議員と市民の代表者が審査請求を行う場合の様式を、第2項で市民からの請求で署名を行う場合の署名収集の禁止期間を規定しております。

11ページ、第4条は条例第7条第5項と第6項に規定する選挙管理委員会へ確認した結果を通知する様式を規定しています。

12ページ、第5条は条例第8条第4項に規定する審査請求に対する審査相当もしくは審査不開始の結果通知書の様式を規定しております。

17ページ、第6条は審査会で記録する事項について規定しております。

18ページ、第7条では審査請求代表者と審査対象議員に対する審査結果通知書の様式をそれぞれ規定しています。

最後に、24ページ、第8条では規定で定める事項以外の委任について規定をさせていただいています。

以上、手続上こういった御報告も必要でありますので、御報告させていただきましたけども、何か御意見がありますでしょうか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 確認させてください。審査会そのものは公開されない。議事録は残されるのでしょうか。その2点について。

○委員長（治徳義明君） もう1度お願い。

○委員（原田素代君） 審査会は開かれますよね。

○委員長（治徳義明君） はい。

○委員（原田素代君） 附則の中の。

○委員長（治徳義明君） はい。

○委員（原田素代君） この審査会の在り方について聞きたいんですけど、これは公開されるんですか、それから議事録は残されて公開されるんですか。

○委員（岡崎達義君） 第10条第9項に書いとるが。

○委員（原田素代君） そんなもん分かるわけないが、今の。どこにありますか。

○委員（岡崎達義君） 第10条第9項。

審査会の会議を公開する。

○委員長（治徳義明君） ということですので、よろしく願いいたします。

そのほかに。他に御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） ないようでしたら、施行規則について倫理条例と併せて施行してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） 全会一致でよろしいということで、それではそのようにさせていただきます。

○副委員長（佐藤 武君） 施行規則だけ全会一致というのもおかしいから諮ったら。

○委員長（治徳義明君） すいません。先ほど諮りましたので、諮らせていただきますので。もう1度言います。

施行規則について倫理条例と併せて施行してもよろしい方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（治徳義明君） 賛成多数でございます。そうさせていただきます。

それでは、その他にほかに何かありましたら発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） 他にないようでしたら、以上をもちまして第2回議員政治倫理条例策定特別委員会を閉会とさせていただきたいと思います。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後2時14分 閉会